

平成 29 年 12 月 18 日

意見発表

高橋(稔)委員

公明党県議団を代表し、当委員会に付託された諸議案に賛成の立場で意見、要望を申し述べます。

はじめに、神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、中学生や高校生の間では、SNS、ソーシャルネットワークサービスが広く普及しております。過日の代表質問でも触れましたが、ライン(株)が実施したアンケート調査によれば、本県の県立学校生徒約 6 万 4,000 人のうち、およそ 97%が自分自身の専用スマートフォンを所有しているとのことであります。

SNSの利用拡大に伴い、インターネットを通じた諸課題が指摘されています。インターネット社会において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正がなされたことを受け、フィルタリング有効措置に対応していくことが極めて重要であります。

フィルタリング有効措置については、保護者の協力が欠かせないわけであり、条例改正の周知にしっかり努めるとともに、関連事業者等に対して、義務付けられることなどの周知徹底についても取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、私立高等学校の学費補助の拡充についてであります。

国づくりの基本は人づくりであり、人への投資が未来を開くと思います。高等学校の授業料は、現在年収約 910 万円未満の世帯を対象に国の就学支援が支給されており、公立高校は実質無償化されています。

一方、私立高校でも国の就学支援金が支給されているものの、授業料は平均で年間約 40 万円に上り、家計の大きな負担となっております。過日の代表質問の答弁でも、中間所得層の学費補助ニーズ、多子世帯の教育費負担感、近隣自治体との補助格差などに着目して、国の動向も見ながら、神奈川らしい制度となるよう検討するとありました。

先日、国では私立高校授業料の実質無償化などを実現すると閣議決定されました。私立高校は申し上げるまでもなく、公教育の一翼を担っております。学費補助金の拡充には一定の財源確保が必要となります。是非とも現在進められている来年度予算編成の中でしっかりと調整していただき、私立学校に通う家庭の経済的負担をより一層軽減して、学校選択の保障、教育の機会均等等を図り、本県の教育環境を充実していくことを要望いたします。

次に、消費生活条例の改正素案に示されたように、消費者被害の未然の防止や拡大防止につなげていくために、適格消費者団体等への支援について条例に追加していくことが重要であります。大消費地である本県において早期に適格消費者団体の認定を取得できるよう、必要な支援を要望しておきます。

悪質商法で被害に遭った消費者に代わり、消費者団体が損害賠償を請求する

ことを認めた消費者裁判手続特例法が施行されて1年あまりが経過しましたが、訴訟案件はないとのこと。この手続は、適格消費者団体として活動し認定された特定適格消費者団体のみが、業者を相手に損害賠償できるものであり、特定適格消費者団体に認定されるには、適格消費者団体として差止め請求を継続して行っているなどの要件を満たす必要があります。

いずれにしても、早期に県内の団体が適格消費者団体の認定を取得できるよう、必要な支援をお願いしたいと思っております。また、適格消費者団体がしっかりと役割を果たせるよう、活動に必要な情報提供など、本県は必要な協力や支援を引き続き行っていただくことを要望し、付託された諸議案に賛成の立場を改めて表明し、意見発表といたします。